

期間業務職員の募集について

内閣府大臣官房政府広報室では、次のとおり期間業務職員の募集を行います。

1. 採用予定官職

期間業務職員(大臣官房政府広報室)

※非正規雇用

2. 業務内容

政府広報室では、次のような業務を行っています。

- 政府の重要施策について、その必要性、内容等を広く国内外に発信するためのマスメディアやインターネット等を活用した政府広報の実施
- 国民の意識や政府の施策に関する意見・要望を把握するための広聴活動としての世論調査の実施

3. 職務内容

○一般事務

- ・資料作成、各種文書ファイル整理、資料発送
- ・関係部署との連絡調整、その他庶務的事務、常勤職員の補助
- ・簡単な清掃など

○秘書業務

- ・幹部職員の秘書業務全般(スケジュール管理、資料作成、電話・メール・来客対応、その他常勤職員の補助、簡単な清掃など)

※なお、組織の業務の都合又は本人の適正により、任期の途中で配属先を変更する場合があります。

4. 募集人数

7名程度(一般事務 6名、秘書業務 1名)

5. 募集対象

- (1)高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2)基礎的なPC操作が可能な方(Word、Excel、Outlook 等)

※なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

- 日本国籍を有しない者
- 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

6. 採用予定日、雇用期間

(1)採用予定日

令和8年4月1日

(2)雇用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(採用後、1ヶ月間は条件付採用期間)

※勤務成績が良好で一定の条件を満たした場合、再採用されることもあります。

7. 給与

内閣府の内規に基づき支給されます。

(1)日給

11,190円～14,190円(学歴・職歴等を考慮の上決定)

※上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合があります。

(2)支払日

原則、毎月16日(給与期間(月の初日から末日まで)の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給)

(3)諸手当

○通勤手当(給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあっては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可)

○住居手当(支給条件に該当する方のみ、月額28,000円以内を支給)

○超過勤務手当(実績に応じて支給)

○賞与(一定の条件を満たした場合、年2回(6月及び12月)支給)

8. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

9. 加入保険等

雇用保険、健康保険(国家公務員共済組合制度(短期給付))、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度(長期給付)への加入に切り替わります。

10. 身分・服務

国家公務員法を適用(非常勤職員)

11. 勤務条件

(1)勤務時間

週5日(月～金(祝日等を除く))

原則として午前8時30分～午後5時15分(正午から午後1時までは休憩時間)

(必要に応じて超過勤務あり。)

(2)休暇

年次休暇 10日(採用日より付与、再採用時に繰越可)

夏季特別休暇 3日間(7月～9月の間に取得可)

12. 勤務地

内閣府大臣官房政府広報室(東京都千代田区永田町1-6-1)



13. 応募方法

(1)提出書類

○履歴書(市販のもので可、写真貼付、希望する職種(一般事務又は秘書業務)を明記)

※日中連絡可能な連絡先(電話番号・メールアドレス等)をご記入ください。

○職務経歴書(過去どのような業務をしていたのか分かるもの)

※職務経歴年数の確認のため、採用年月とともに退職年月もご記入ください。

(2)提出方法

郵送(封筒の表面に、赤字で「**期間業務職員応募書類在中**」と明記)

(3)提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府大臣官房政府広報室 総務担当

(4)提出締切り

令和8年2月6日(金)必着(持ち込み不可)

※選考は順次行い、採用者が決定し次第、締切りとさせていただきます。

14. 選考方法

- (1) 1次選考: 書類審査
- (2) 2次選考: 面接

書類審査(1次選考)の上、面接(2次選考)を行うこととなった方のみ、2次選考の日時、場所等をご連絡させていただきます。)

※応募書類は、返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

※採用後はマイナンバーカードを職員身分証として使用しますので、未取得の方は、予めマイナンバーカード取得の手続きをしていただくことになります。

15. 問合せ先

内閣府大臣官房政府広報室 総務担当 宮原、佐久間
電話 03-3581-0409